

資料2

新エネルギー等導入促進のためのしくみー1

①設置費用補助制度（イニシャルアシスト）

割高な新エネルギー機器やシステムの設置コストの一部を補助する制度で、初期費用を補うためイニシャルアシストと呼ぶこともあります。

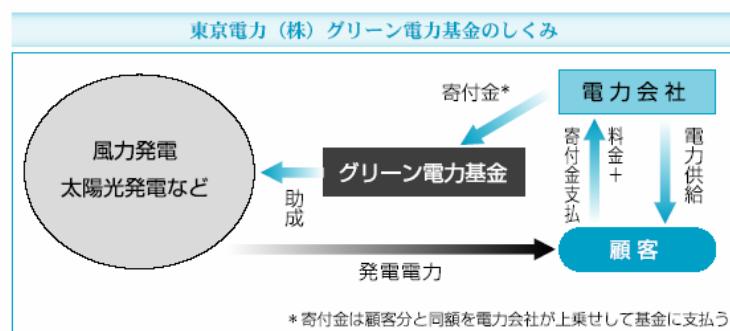
日本では、経済産業省がNEF（新エネルギー財団）を通じて個人住宅用の太陽光発電システム設置資金の補助制度を実施してきました。独自の補助制度を持つ自治体も多く、NEFの補助と組み合わせて利用することができます。

また地方自治体などが新エネルギー設備を導入する際には、NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）を通じて、一定の条件の下で最大1／2が補助される制度があり、その他発電などの新エネルギー設置を行おうとする事業者に対する補助制度もあります。

②寄付・グリーン基金

個人や企業の寄付金、行政からの補助金などを元に、太陽光発電や風力発電などを設置・建設するために設けられる基金。公的補助を補うあるいは代わるものとして、各地でこうした活動が実施されています。

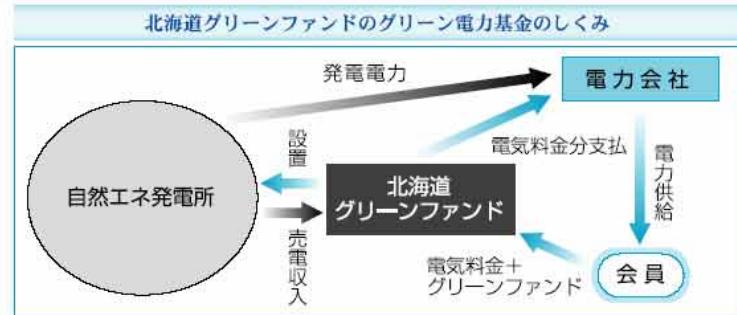
国内電力各社は、希望する家庭が月々電力料金に上乗せして支払う「グリーン電力基金」制度を実施しています。集められた金額と同額を電力会社が基金に組み入れ、太陽光発電や風力発電などの助成（イニシャルアシスト）に使われるものです。



資料2

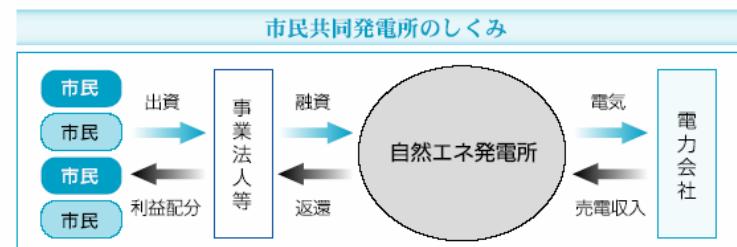
新エネルギー等導入促進のためのしくみー2

一方、北海道グリーンファンドでは、会員の毎月の電力料金の5%をグリーン料金としてファンドに支払うという活動を行い、この基金に後述する市民出資を組み合わせて風車を建設しました



③市民共同発電所

市民が資金を出し合って太陽光発電や風力発電などの発電設備を設置するもので、資金を出した市民が発電した電力を電力会社に売った、いわゆる売電収入から一定の配当を受け取るものです。日本では買い取り価格が太陽光発電の発電単価を下回るため、採算はとれませんが、ドイツなどでは後述のように再生可能エネルギーからの電力が採算のとれる価格で買い取られるため、こうした出資が株式や債券を買うのと同様の「投資」として成り立つようになっています。そのため共同出資による風車や太陽光発電設備の建設が盛んに行われています。日本では、北海道や東北で共同出資による風力発電施設の建設が行われています(市民風車)。



発電所の売電収入を借入金の返済や次の発電所の建設資金に回すという、寄付またはグリーンファンドと組み合わせた方式もあります。日本で行われているのはほとんどが後者のタイプです。

新エネルギー等導入促進のためのしくみー3

④アーヘンモデル

1995年に、ドイツの地方都市アーヘン市のエネルギー供給公社が、太陽光発電からの電力を通常の電力価格の十倍で買い取るという制度が始まりました。（市議会で可決されたのは1994年）

太陽光発電については2マルク／kWh、風力発電については0.25～0.21マルク／kWh。そのための財源は販売する電力価格を1パーセント上乗せしてまかなうということにしました。

その主旨は「社会的に意味あることが行われたときには、社会を構成する構成員がこれを認め、平等に負担する」ということです。

これ以来、再生可能エネルギーの普及を進めるために、電力を使う人が等しく負担をし、設置者が設置費用を回収することを可能にし、あるいは回収期間を短縮しようという制度を、一般にアーヘンモデルと呼んでいます。その後ドイツ国内外の他の自治体でもこのような制度が導入されました。

⑤固定料金買い取り制度（フィードインタリフ）

ドイツ連邦政府は、2000年4月より「再生可能エネルギー源電力買い取り法（EEG）」を施行、電力会社（送配電事業者）に対し再生可能エネルギーによる電力を買い取ることを義務づけました。これはいわばアーヘンモデルが、連邦の制度として採用されたということになります。

ドイツの固定買い取り制度の場合、最低買い取り価格は、それぞれの実際の発電コストに基づき設定され、運転開始から20年間適用されます。

これは既存電力に環境税を課す手法とは逆のものですが、コスト的に不利な再生可能エネルギー電力の普及につながるという意味では同じ効果があります。

買い取り価格は設置コストに会わせて毎年改訂されるため、価格の低下によって先に設置した人が実質的に損をすることがあります。

この法律の施行以後、ドイツでは再生可能エネルギーへの投資がビジネスとして成り立つようになり、風力発電設置出力が急増し世界のトップに、また太陽光発電も急激な伸びを見せ、アメリカを抜いて日本に次ぐ世界第2位になっています。

新エネルギー等導入促進のためのしくみー4

⑥グリーン電力メニュー・グリーン電力事業

オランダやドイツなどの電力小売企業は、標準電力料金とは別に、再生可能エネルギー電力を料金メニューとして消費者に提案しています。たとえばオランダの大手エネルギー供給会社NUONでは、グリーン電力として「自然電力」・「エコ電力」・「河川電力」・「太陽電力」・「バイオ電力」の5つの料金メニューが設定されています。ドイツでは、再生可能エネルギー電力専門の電力小売企業も登場しており、ナツールシュトロム社やグリューナーシュトロム社など、株式を上場している企業まであります。

なお、ドイツ最大の再生可能エネルギー電力事業者であるグリーンピース・エネルギーは、環境NGOグリーンピースによって設立された協同組合です。

このような手法は、価格が少々高くても環境に負荷を与えない電力を使いたいと考える消費者に受け入れられ、事業として成立しています。日本でも、電力の自由化がスケジュールに乗っており、2005年4月には契約電力50kW以上が自由化されることが決まっています。また2009年頃には一般家庭を含む全面自由化が検討されています。日本でもこうしたグリーンな電力のみを扱う電力会社や協同組合の可能性はあります。

一方、全ての電力供給者が販売する電力のソースである一次エネルギー比率を、消費者に提示することを法律で義務づけているオーストリア（北部地方）のような例もあります。カテゴリーは、エコエネルギー（水力をのぞく再生可能エネルギー）、水力、ガス、石油、石炭、原子力で、定められた様式で伝票に表示されることになっています。

⑦RPS制度・割当（クォータ）制度

電力小売業者や電力需要者（企業・家庭）に、再生可能エネルギー電力を一定割合買い取るように義務づける制度。RPSはRenewable Portfolio Standardの略で、再生可能エネルギー電力比率を規準として定めること、また一定量を割り当てるため割当（クォータ）制とも呼びます。次のグリーン証書制度と組み合わせて導入されることが多い。自ら発電した分を含めて、割当枠が達成できなければその分の証書を購入するか、またはペナルティを支払うしくみです。

日本でも電力会社に一定割合の「新エネルギー等電力」（太陽光、風力、中小水力、地熱、廃棄物発電など）の購入を義務づける、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（RPS法）が2003年4月から施行されています。